

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		移動を行う職員等の勤務時間外に発生した場合	利用者の数及び入所者の数を超えた場合	医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、作業療法士、作業療法士等の職員が常勤に配置されている場合	実働のユニットリーダーをユニットの中心に配置し、作業療法士が加わる場合	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	緊急短期入所費入加算	緊急短期入所費入加算	緊急短期入所費入加算	緊急短期入所費入加算	緊急短期入所費入加算	
(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位									
		第2号 (1) 250 (単位)													
		第3号 (1) 250 (単位)													
		第4号 (1) 250 (単位)													
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <在宅型個室>【在宅型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位									
		第2号 (1) 250 (単位)													
		第3号 (1) 250 (単位)													
		第4号 (1) 250 (単位)													
	c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【基本型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位									
		第2号 (1) 250 (単位)													
		第3号 (1) 250 (単位)													
		第4号 (1) 250 (単位)													
	d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【在宅型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位									
		第2号 (1) 250 (単位)													
		第3号 (1) 250 (単位)													
		第4号 (1) 250 (単位)													
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健> 看護職員を配置	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健> 看護職員を配置	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニタ型個室>【基本型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニタ型個室>【在宅型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
c 経過のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニタ型個室の多床室> 【基本型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
d 経過のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニタ型個室の多床室> 【在宅型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニタ型個室>【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
b 経過のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニタ型個室の多床室> 【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニタ型個室>【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
b 経過のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニタ型個室の多床室> 【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニタ型個室>【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
b 経過のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニタ型個室の多床室> 【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	1 (単位)													
	(二) 4時間以上6時間未満	1 (単位)													
	(三) 6時間以上8時間未満	1 (単位)													

注	特別療養費
注	療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)
注	療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)
(4)	給食費加算 (利用中に7日未満を要し、1日につき275単位を加算)
(5)	療養加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(6)	認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(7)	緊急時治療費 (一) 緊急時治療費(Ⅰ) 看護士を要する場合 (1月180日を要し、1日につき18単位を要する) 療養士を要する場合 (1月180日を要し、1日につき18単位を要する) (二) 特定治療 (1月180日を要し、1日につき18単位を要する)
(8)	サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(9)	介護職員処遇改善加算 (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)
(10)	介護職員等特定処遇改善加算 (一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×2/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000)

注	特別療養費
注	療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)
注	療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)
(4)	給食費加算 (利用中に7日未満を要し、1日につき275単位を加算)
(5)	療養加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(6)	認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(7)	緊急時治療費 (一) 緊急時治療費(Ⅰ) 看護士を要する場合 (1月180日を要し、1日につき18単位を要する) 療養士を要する場合 (1月180日を要し、1日につき18単位を要する) (二) 特定治療 (1月180日を要し、1日につき18単位を要する)
(8)	サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(9)	介護職員処遇改善加算 (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)
(10)	介護職員等特定処遇改善加算 (一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×2/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000)

注：特別療養費、「緊急時治療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)に算入して算定する。特別療養費(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、特別療養費(Ⅰ)及び(Ⅱ)に算入して算定する。
 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)は、特別療養費(Ⅰ)及び(Ⅱ)に算入して算定する。特別療養費(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、特別療養費(Ⅰ)及び(Ⅱ)に算入して算定する。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	浴室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (i)	要介護1 (690 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+120単位	片週につき +184単位
		要介護2 (740 単位)							
		要介護3 (789 単位)							
		要介護4 (839 単位)							
		要介護5 (889 単位)							
		要介護1 (717 単位)							
	b 診療所短期入所療養介護費 (ii)	要介護2 (770 単位)							
	要介護3 (822 単位)								
	要介護4 (874 単位)								
	要介護5 (926 単位)								
	c 診療所短期入所療養介護費 (iii)	要介護1 (708 単位)							
	要介護2 (759 単位)								
	要介護3 (810 単位)								
	要介護4 (861 単位)								
要介護5 (913 単位)									
d 診療所短期入所療養介護費 (iv)	要介護1 (796 単位)								
要介護2 (846 単位)									
要介護3 (897 単位)									
要介護4 (945 単位)									
要介護5 (995 単位)									
e 診療所短期入所療養介護費 (v)	要介護1 (829 単位)								
要介護2 (887 単位)									
要介護3 (934 単位)									
要介護4 (985 単位)									
要介護5 (1,037 単位)									
f 診療所短期入所療養介護費 (vi)	要介護1 (818 単位)								
要介護2 (870 単位)									
要介護3 (921 単位)									
要介護4 (971 単位)									
要介護5 (1,023 単位)									
(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	a 診療所短期入所療養介護費 (i)	要介護1 (611 単位)							
	要介護2 (656 単位)								
	要介護3 (700 単位)								
	要介護4 (746 単位)								
	要介護5 (790 単位)								
	要介護1 (719 単位)								
b 診療所短期入所療養介護費 (ii)	要介護2 (763 単位)								
要介護3 (808 単位)									
要介護4 (853 単位)									
要介護5 (898 単位)									
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I)	要介護1 (818 単位)	×97/100						
		要介護2 (869 単位)							
		要介護3 (918 単位)							
		要介護4 (967 単位)							
		要介護5 (1,017 単位)							
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II)	要介護1 (846 単位)							
		要介護2 (899 単位)							
		要介護3 (950 単位)							
		要介護4 (1,001 単位)							
		要介護5 (1,054 単位)							
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III)	要介護1 (836 単位)							
		要介護2 (888 単位)							
		要介護3 (939 単位)							
		要介護4 (989 単位)							
		要介護5 (1,040 単位)							
	(四) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (I)	要介護1 (818 単位)							
		要介護2 (869 単位)							
		要介護3 (918 単位)							
		要介護4 (967 単位)							
		要介護5 (1,017 単位)							
	(五) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (II)	要介護1 (846 単位)							
		要介護2 (899 単位)							
		要介護3 (950 単位)							
		要介護4 (1,001 単位)							
要介護5 (1,054 単位)									
(六) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (III)	要介護1 (836 単位)								
	要介護2 (888 単位)								
	要介護3 (939 単位)								
	要介護4 (989 単位)								
	要介護5 (1,040 単位)								
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)							
	(二) 4時間以上6時間未満	(926 単位)							
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,289 単位)							
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))								
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I)	(1日につき 3単位を加算)							
	(二) 認知症専門ケア加算 (II)	(1日につき 4単位を加算)							
(6) 特定診療費									
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	(1日につき 22単位を加算)							
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	(1日につき 18単位を加算)							
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	(1日につき 6単位を加算)							
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I)	(1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計						
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II)	(1月につき +所定単位×19/1000)							
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III)	(1月につき +所定単位×10/1000)							
	(四) 介護職員処遇改善加算 (IV)	(1月につき +(三)の90/100)							
	(五) 介護職員処遇改善加算 (V)	(1月につき +(三)の80/100)							
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計						
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	(1月につき +所定単位×11/1000)							

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 看護<3>:1</td> <td>a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室></td> <td>要介護1 (1,042 単位) 要介護2 (1,042 単位) 要介護3 (1,042 単位) 要介護4 (1,042 単位) 要介護5 (1,042 単位)</td> <td rowspan="5">×70/100</td> <td rowspan="5">×90/100</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5">×90/100</td> <td rowspan="15"></td> <td rowspan="15"></td> <td rowspan="15"></td>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (1,042 単位) 要介護2 (1,042 単位) 要介護3 (1,042 単位) 要介護4 (1,042 単位) 要介護5 (1,042 単位)	×70/100	×90/100		×90/100			
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (1,042 単位) 要介護2 (1,042 単位) 要介護3 (1,042 単位) 要介護4 (1,042 単位) 要介護5 (1,042 単位)							
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) 看護<4>:1</td> <td>a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室></td> <td>要介護1 (1,054 単位) 要介護2 (1,054 単位) 要介護3 (1,054 単位) 要介護4 (1,054 単位) 要介護5 (1,054 単位)</td>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (1,054 単位) 要介護2 (1,054 単位) 要介護3 (1,054 単位) 要介護4 (1,054 単位) 要介護5 (1,054 単位)							
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (1,054 単位) 要介護2 (1,054 単位) 要介護3 (1,054 単位) 要介護4 (1,054 単位) 要介護5 (1,054 単位)							
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III) 看護<4>:1</td> <td>a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室></td> <td>要介護1 (1,066 単位) 要介護2 (1,066 単位) 要介護3 (1,066 単位) 要介護4 (1,066 単位) 要介護5 (1,066 単位)</td>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (1,066 単位) 要介護2 (1,066 単位) 要介護3 (1,066 単位) 要介護4 (1,066 単位) 要介護5 (1,066 単位)							
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)<多床室>		要介護1 (1,066 単位) 要介護2 (1,066 単位) 要介護3 (1,066 単位) 要介護4 (1,066 単位) 要介護5 (1,066 単位)								
	一般病棟	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV) 看護<4>:1</td> <td>a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室></td> <td>要介護1 (847 単位) 要介護2 (847 単位) 要介護3 (847 単位) 要介護4 (847 単位) 要介護5 (847 単位)</td> <td rowspan="5">×70/100</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5">-12単位</td> <td rowspan="5"></td>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (847 単位) 要介護2 (847 単位) 要介護3 (847 単位) 要介護4 (847 単位) 要介護5 (847 単位)	×70/100		-12単位				
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (847 単位) 要介護2 (847 単位) 要介護3 (847 単位) 要介護4 (847 単位) 要介護5 (847 単位)							
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (894 単位) 要介護2 (894 単位) 要介護3 (894 単位) 要介護4 (894 単位) 要介護5 (894 単位)							
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (894 単位) 要介護2 (894 単位) 要介護3 (894 単位) 要介護4 (894 単位) 要介護5 (894 単位)							
		(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (798 単位) 要介護3 (798 単位) 要介護4 (798 単位) 要介護5 (798 単位)							
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (798 単位) 要介護3 (798 単位) 要介護4 (798 単位) 要介護5 (798 単位)									
	(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 (1,171 単位) 要介護2 (1,246 単位) 要介護3 (1,303 単位) 要介護4 (1,362 単位) 要介護5 (1,424 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
				b 経過のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,171 単位) 要介護2 (1,246 単位) 要介護3 (1,303 単位) 要介護4 (1,362 単位) 要介護5 (1,424 単位)						
			(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 (1,119 単位) 要介護2 (1,144 単位) 要介護3 (1,169 単位) 要介護4 (1,194 単位) 要介護5 (1,219 単位)						
b 経過のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>				要介護1 (1,119 単位) 要介護2 (1,144 単位) 要介護3 (1,169 単位) 要介護4 (1,194 単位) 要介護5 (1,219 単位)							
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費				(一) 3時間以上4時間未満 (670 単位) (二) 4時間以上6時間未満 (821 単位) (三) 6時間以上8時間未満 (1,268 単位)							
(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)										
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)										

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで重要可算

※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(4)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

